

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金

林業就業促進資金貸付規程

(貸付)

第1条 公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（以下「財団」という。）は、林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について等に定めるもののほか、この規程に基づき、新たに林業に就業しようとする者及び法第5条第1項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)に対して、林業就業促進資金を貸し付ける。

(借受資格等)

第2条 林業就業促進資金の借受者たる資格を有する者は、新たに林業に就業しようとする者及び認定事業主とする。

2 新たに林業に就業しようとする者及び認定事業主が新たに雇い入れる林業労働者とは、林業に就業するため兵庫県立森林大学校に入学した者又は就業後3年以内の者とする。

(林業就業促進資金の種類、貸付限度額及び償還期間等)

第3条 基金の貸し付ける林業就業促進資金の種類並びにその一借受者ごとの貸付限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。

| 資金の種類 | 貸付限度額 | 償還期間等 |
|--|---|-------------------------|
| 1 新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金。 (略称 就業研修資金) | 1 林業労働力確保支援センターにおける研修にあつては ① 研修期間が7月未満の研修については月額15万円で総額90万円。 ② 研修期間が7月以上おおむね1年までの研修については月額9万円で総額108万円。 2 林家等における研修にあつては月額15万円で総額180万円。 3 研修教育施設における研修にあつては月額5万円で総額60万円。 | 20年以内 (据置期間4年以内を含む。) |
| 2 新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な移転その他事前の活動で農林水産大臣が定める基準に適合するものを行うのに必要な資金。 (略称 就業準備資金) | 150万円 | 20年以内 (据置期間4年以内を含む。) |

| 資金の種類 | 貸付限度額 | 償還期間等 |
|--|---|---------------------------------|
| <p>3 認定事業主が当該認定に係る計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対し第1号の資金を支給するのに必要な資金。</p> <p>(略称 就業研修資金)</p> | <p>1 認定事業主が当該研修に派遣する者1人につき、林業労働力確保支援センターにおける研修にあつては</p> <p>① 研修期間が7月未満の研修については月額12万円で総額72万円。</p> <p>② 研修期間が7月以上おおむね1年までの研修については月額7万2千円で総額86万円。</p> <p>2 林家等における研修にあつては月額12万円で総額144万円。</p> <p>3 研修教育施設における研修にあつては月額4万円で総額48万円。</p> | <p>13年以内 (据置期間4年以内を含む。)</p> |
| <p>4 認定事業主が当該認定に係る計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対し第2号の資金を支給するのに必要な資金。</p> <p>(略称 就業準備資金)</p> | <p>認定事業主が新たに雇い入れる者1人につき120万円。</p> | <p>13年以内 (据置期間4年以内を含む。)</p> |

(保証人)

第4条 貸付を受けようとする者は、基金が適当と認める者を連帯保証人として立てなければならない。基金は、貸付金債権を保全するため必要があると認められる場合は、資金の貸付を受けた者に対し、連帯保証人の追加若しくは交代を求めることができる。

(貸付の申請)

第5条 新たに林業に就業しようとする者の貸付の申請は、貸付を受けようとする者が貸付申請書に事業計画書、その他必要な書類を添え、これを第12条の事務委託機関(以下「事務委託機関」という。)を経由して基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

2 認定事業主の貸付の申請は、貸付を受けようとする事業主が貸付申請書に事業計画書、改善計画認定通知書(写し)及び当該資金を支給する者を採用したこと、又は採用することを証明するものを添え、これを事務委託機関を経由して基金に提出しなければならない。

(貸付決定)

第6条 基金は、前条の規定により貸付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、貸付を行うことが相当であると認めるときは貸付の決定を行うこととする。

2 基金は、前項の規定により貸付の決定を行ったときは、貸付決定通知書を申請者に交付し、かつ、その旨を事務委託機関に通知するものとする。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者にかかる決定については、事務委託機関に通知しないものとする。

(借用証書)

第7条 申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取った場合は、借用証書を事務委託機関を経由し、基金に提出しなければならない。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者は、これを基金に直接提出しなければならない。

(研修修了報告書)

第8条 就業研修資金の貸付を受けた者は、研修を修了した場合には、速やかに、研修修了報告書を基金に提出しなければならない。

(就業届出書及び雇用届出書)

第9条 就業準備資金の貸付を受けた者は、就業準備を終えた場合、個人にあつては就業届出書、認定事業主にあつては雇用届出書(資金支給対象者の雇入通知書の写し)を基金に提出しなければならない。

(支払猶予の申請)

第10条 償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書に基金の指定する証明書を添え、償還期限の30日前までに、直接、基金に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第11条 基金は前条の規定により支払猶予申請書を受け取ったときは、これを審査し、猶予することを適当と認めるときは直ちに支払猶予を行うものとする。

2 基金は、前条の規定により支払猶予の決定を行ったときは、支払猶予決定通知書を当該申請者に交付し、かつ、その旨を支払猶予決定連絡書により通知するものとし、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者並びに事務委託機関に通知するものとする。ただし、兵庫県立森林大学校に入学した者にかかる決定については、事務委託機関に通知しないものとする。

3 基金は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても法17条の違約金を徴収するものとする。

(事務委託機関)

第12条 基金は、貸付に係る事務(貸付の決定、一時償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を兵庫県森林組合連合会及び兵庫県素材生産業協同組合に委託することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成9年10月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月3日から施行する。

